

広島市自転車等駐車場

指定管理者候補者応募要領

令和 8 年 7 月

広島市道路交通局

## <目次>

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| <b>1 募集の趣旨</b>                   | <b>1</b> |
| <b>2 自転車等駐車場の利便性向上について</b>       | <b>1</b> |
| <b>3 施設の概要</b>                   | <b>1</b> |
| <b>4 指定期間</b>                    | <b>3</b> |
| <b>5 指定管理者が行う業務</b>              | <b>3</b> |
| (1) 業務の範囲                        |          |
| (2) 自主事業の実施                      |          |
| (3) 利用促進の取組                      |          |
| (4) 設備導入等                        |          |
| (5) 留意事項                         |          |
| <b>6 管理の基準</b>                   | <b>4</b> |
| (1) 関係法令等の遵守                     |          |
| (2) 供用日、供用時間等                    |          |
| (3) 自転車等駐車場の業務期間の変更等             |          |
| (4) 一時利用及び登録利用の配置及び設定台数          |          |
| (5) 車種別の配置及び設定台数                 |          |
| (6) 平和大通りに位置する自転車等駐車場の休止         |          |
| (7) 併設施設との費用負担等                  |          |
| <b>7 利用料金制に関する事項</b>             | <b>5</b> |
| (1) 本市への納付金（固定額）                 |          |
| (2) 利用者サービス向上に資する新たな設備導入及び修繕等の実施 |          |
| (3) 適切な料金水準の考え方                  |          |
| (4) 収入の算定                        |          |
| (5) 前納利用料金                       |          |
| (6) 利用料金の取扱い                     |          |
| <b>8 指定の取消し等</b>                 | <b>8</b> |
| <b>9 申請資格</b>                    | <b>8</b> |
| (1) 基本的事項                        |          |
| (2) 選定基準                         |          |
| (3) 欠格事項                         |          |
| <b>10 応募要領の配布時期等</b>             | <b>9</b> |
| (1) スケジュール                       |          |
| (2) 応募要領の配布期間、場所等                |          |
| (3) 現地見学について                     |          |
| (4) 質問の受付                        |          |

(5) 申請の受付

|    |                  |    |
|----|------------------|----|
| 11 | 提出書類・提出部数        | 10 |
| 12 | 管理運営に関する収支計画書の開封 | 10 |
| 13 | その他留意事項          | 10 |
| 14 | 審査等に関する事項        | 11 |
|    | (1) 審査方法等        |    |
|    | (2) 審査の対象外       |    |
|    | (3) 仮協定・協定の締結等   |    |
|    | (4) 審査結果の公表      |    |
|    | (5) その他          |    |
| 15 | 問合せ先             | 12 |

別紙 1 広島市自転車等駐車場の設備導入等について（設備改修計画標準案）

別紙 2 広島市自転車等駐車場の施設概要

別紙 3 障害者への自転車等駐車場の利用料金に関する減免について

別紙 4 広島市自転車等駐車場条例

別紙 5 広島市自転車等駐車場条例施行規則

別紙 6 提出書類一覧

別紙 7 広島市自転車等駐車場指定管理者候補者の評価基準

別紙 8 広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）

別紙 9 指定管理者の業務実施状況の評価について

別紙 10 個人情報取扱特記事項

# 広島市自転車等駐車場指定管理者候補者応募要領

## 1 募集の趣旨

広島市（以下「本市」という）では、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とし、指定管理者制度を導入しています。

今般、広島市自転車等駐車場の指定期間が令和 9 年 3 月 31 日で終了することに伴い、指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定に当たり広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

## 2 自転車等駐車場の利便性向上について

本市では、指定管理者による柔軟な料金体系の導入や設備投資による利用者サービスの向上を図るため、利用料金制※を導入し、自転車等駐車場の利便性向上に取り組むこととしています。

※ 地方自治法第 244 条の 2 第 8 項により、利用料金を指定管理者自らの収入として収受するものです。指定管理者は利用者が支払う利用料金をもって施設を運営することとなります（消費税、地方消費税の納付を含む。）。

## 3 施設の概要

### (1) 施設名、収容台数等

| 施設名                 | 収容台数  | 所在地         | 供用日  | 供用時間<br>(入出庫可能時間)       |
|---------------------|-------|-------------|------|-------------------------|
| 広島市相生自転車等駐車場        | 59 台  | 中区幟町・胡町     | 年中無休 | 0 時～24 時<br>(24 時間)     |
| 広島市大手町三丁目自転車等駐車場    | 170 台 | 中区大手町三丁目    |      | 7 時～21 時<br>(24 時間)     |
| 広島市小町第一自転車等駐車場      | 320 台 | 中区小町        |      | 7 時～21 時<br>(24 時間)     |
| 広島市小町第二自転車等駐車場      | 470 台 | 中区小町        |      | 7 時～21 時<br>(24 時間)     |
| 広島市小町第三自転車等駐車場      | 280 台 | 中区小町        |      | 7 時～21 時<br>(24 時間)     |
| 広島市富士見町第一自転車等駐車場    | 222 台 | 中区富士見町      |      | 7 時～21 時<br>(24 時間)     |
| 広島市富士見町第二自転車等駐車場    | 500 台 | 中区富士見町      |      | 7 時～21 時<br>(24 時間)     |
| 広島市富士見町第三自転車等駐車場    | 240 台 | 中区富士見町      |      | 7 時～21 時<br>(24 時間)     |
| 広島市河原町自転車等駐車場       | 55 台  | 中区河原町       |      | 7 時～21 時<br>(24 時間)     |
| 広島市舟入町自転車等駐車場       | 57 台  | 中区舟入町       |      | 0 時～24 時<br>(24 時間)     |
| 広島市稲荷町自転車等駐車場       | 670 台 | 南区稲荷町       |      | 7 時～21 時<br>(24 時間)     |
| 広島市新白島駅自転車等駐車場      | 510 台 | 中区白島北町・西白島町 |      | 7 時～21 時<br>(24 時間)     |
| 広島市広島バスセンター西自転車等駐車場 | 520 台 | 中区基町        |      | 7 時～21 時<br>(24 時間)     |
| 広島市基町自転車等駐車場（仮設）    | 206 台 | 中区基町        |      | 6 時～23 時<br>(24 時間)     |
| 広島市大手町自転車等駐車場       | 640 台 | 中区大手町二丁目    |      | 7 時～24 時<br>(7 時～翌 2 時) |
| 広島市東新天地自転車等駐車場      | 600 台 | 中区新天地       |      | 7 時～24 時<br>(24 時間)     |
| 広島市西新天地自転車等駐車場      | 310 台 | 中区新天地       |      | 7 時～23 時<br>(7 時～翌 3 時) |
| 広島市袋町小学校地下自転車等駐車場   | 500 台 | 中区袋町        |      | 7 時～24 時<br>(7 時～24 時)  |
| 広島市袋町自転車等駐車場        | 770 台 | 中区袋町        |      | 7 時～24 時<br>(7 時～翌 2 時) |

| 施 設 名             | 収容<br>台数 | 所在地             | 供用日  | 供用時間<br>(入出庫可能時間)                            |                     |  |
|-------------------|----------|-----------------|------|----------------------------------------------|---------------------|--|
| 広島市広島駅北口第一自転車等駐車場 | 921 台    | 東区若草町           | 年中無休 | 5 時 30 分～翌 0 時 30 分<br>(5 時 30 分～翌 0 時 30 分) |                     |  |
| 広島市広島駅北口第二自転車等駐車場 | 410 台    | 南区松原町           |      | 5 時 30 分～翌 0 時 30 分<br>(24 時間)               |                     |  |
| 広島市広島駅北口第三自転車等駐車場 | 440 台    | 東区上大須賀町         |      | 7 時～21 時<br>(24 時間)                          |                     |  |
| 広島市広島駅南口第一自転車等駐車場 | 267 台    | 南区松原町           |      | 5 時 30 分～翌 0 時 30 分<br>(5 時 30 分～翌 0 時 30 分) |                     |  |
| 広島市広島駅南口第三自転車等駐車場 | 1,860 台  | 南区松原町           |      | 市長が定め<br>る区画                                 | 0 時～24 時<br>(24 時間) |  |
|                   |          |                 |      | その他の<br>区画                                   | 7 時～21 時<br>(24 時間) |  |
| 広島市広島駅南口第五自転車等駐車場 | 1,035 台  | 南区松原町           |      | 5 時 20 分～翌 0 時 20 分<br>(5 時 20 分～0 時 20 分)   |                     |  |
| 広島市横川駅北口自転車等駐車場   | 516 台    | 西区横川町三丁目        |      | 7 時～21 時<br>(24 時間)                          |                     |  |
| 広島市横川駅南口自転車等駐車場   | 520 台    | 西区横川町三丁目        |      | 5 時 20 分～翌 0 時 30 分<br>(5 時 20 分～翌 0 時 30 分) |                     |  |
| 広島市西広島駅北自転車等駐車場   | 258 台    | 西区己斐本町一丁目       |      | 5 時 30 分～24 時<br>(24 時間)                     |                     |  |
| 広島市西広島駅南自転車等駐車場   | 1,200 台  | 西区己斐本町一丁目       |      | 7 時～23 時<br>(24 時間)                          |                     |  |
| 広島市矢野駅自転車等駐車場     | 1,732 台  | 安芸区矢野西四丁目       |      | 5 時 15 分～翌 0 時 45 分<br>(5 時 15 分～翌 0 時 45 分) |                     |  |
| 広島市五日市駅北口自転車等駐車場  | 1,733 台  | 佐伯区五日市駅前<br>一丁目 |      | 5 時 10 分～翌 0 時 40 分<br>(5 時 10 分～翌 0 時 40 分) |                     |  |
| 広島市五日市駅南口自転車等駐車場  | 623 台    | 佐伯区旭園           |      | 6 時～20 時<br>(24 時間)                          |                     |  |

(注) 1 表に掲載している 32 施設について一括して指定管理者を公募します。

2 施設の収容台数は、自転車を収容した場合の台数の目安です。

3 一時利用専用の施設は以下のとおりです。

相生自転車等駐車場、舟入町自転車等駐車場

4 登録利用専用の施設は以下のとおりです。

大手町三丁目自転車等駐車場、小町第一自転車等駐車場、小町第二自転車等駐車場、

小町第三自転車等駐車場、富士見町第一自転車等駐車場、

富士見町第三自転車等駐車場、河原町自転車等駐車場、広島駅北口第二自転車等駐車場

5 横川駅南口自転車等駐車場では屋上緑化を実施しており、その維持管理は施設管理業務に含まれています。

6 以下の施設には、本市シェアモビリティ登録事業者のサイクルポートを設置しています。

(同事業について、指定管理者が行う業務はありません。)

小町第三自転車等駐車場、富士見町第三自転車等駐車場、稲荷町自転車等駐車場、

東新天地自転車等駐車場、広島駅北口第一自転車等駐車場、

広島駅南口第三自転車等駐車場、西広島駅南自転車等駐車場

7 供用時間は、本市の規則で定めたものであり、係員が駐在し、精算や問合せ等が可能な時間をいいます(無人駐輪場を除く)。一方、入出庫可能時間は、施設に出入りできる時間帯として現行の指定管理者が設定したものであり、有人駐輪場においては、この時間帯には係員は配置されません。

(2) 現在の利用料金（現行の指定管理者が設定したもの）

| 区 分      | 一時利用          | 登録利用                                       |           | 回数券                  |
|----------|---------------|--------------------------------------------|-----------|----------------------|
|          |               | 大手町三丁目、<br>小町第一～三、<br>富士見第一～第三、<br>河原町、稲荷町 | 左記以外      |                      |
| 自転車      | 1 日 1 回 100 円 | 月 1,300 円                                  | 月 1,500 円 | 100 円 11 枚綴り 1,000 円 |
| 原付及び自動二輪 | 1 日 1 回 250 円 | 月 2,300 円                                  | 月 2,500 円 | 250 円 11 枚綴り 2,500 円 |

（注）1 平成 20 年度から、一時利用した人は、その日に限り、領収書を提示すれば他の自転車等駐車場に無料で駐輪することができる「一日駐輪制度」を実施しています（一部の施設を除く。）。

2 令和 6 年 12 月から、毎月 1 日にヘルメットを着用して自転車等駐車場を利用した一時利用者には、利用料（100 円）を無料、登録利用者には駐輪場回数券 1 枚（100 円相当）を進呈しています（自転車の利用者のみ・無人管理の施設を除く。）。

(3) 利用料金の基準額

下表の金額の範囲内において、利用者の負担を考慮した利用料金設定の提案を求めます。

なお、原付と自動二輪の料金を区分して設定することや、磁気式ラックシステムの導入等により時間課金とする提案も可能です。時間課金とする場合は、入庫から出庫までを 1 回の利用とし、自転車等駐車場の供用時間内（同一日）に限り、自転車 150 円、バイク 300 円を基準額とします。日をまたいで出庫する場合には、追加の料金を加算します。

（利用料金の基準額）

| 区 分      | 一時利用の基準額      | 登録利用の基準額  |
|----------|---------------|-----------|
| 自転車      | 1 日 1 回 150 円 | 月 2,000 円 |
| 原付及び自動二輪 | 1 日 1 回 300 円 | 月 4,000 円 |

## 4 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

## 5 指定管理者が行う業務

(1) 業務の範囲

- ア 自転車等駐車場を一般の利用に供すること。
- イ 利用者の登録に関すること。
- ウ 施設の維持、修繕（本市があらかじめ指定する大規模な修繕工事を除く。）、清掃、利用調査等
- エ その他市長が定める業務

(2) 自主事業の実施

指定管理者は、事前に本市の承認を得て、施設を活用し自主事業を実施することができます。

（例）利用者に自転車用ヘルメットの着用を促す啓発（ヘルメットの販売、ロッカーの設置等）など

(3) 利用促進の取組

自転車等駐車場の利用促進を図るため本市が設定している以下の基準値（利用者数）を達成するための利用促進策を提案してください。

（例）短時間無料の設定を含めた施設ごとの需要に応じた柔軟な料金設定、多様な支払方法への対応、利便性の高い登録利用方法など

本市の基準値： 令和 9 年度 6,079,800 人 令和 10 年度 6,079,800 人  
令和 11 年度 6,079,800 人 令和 12 年度 6,079,800 人  
令和 13 年度 6,079,800 人

(4) 設備導入等

利用者サービスの向上を図るため、新たな設備導入及び修繕等を実施してください。

(5) 留意事項

ア 業務内容の詳細は「広島市自転車等駐車場指定管理業務仕様書」を参照してください。

イ 指定管理業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、指定管理業務の一部を専門業者等に委託する場合は本市の承認を受けるとともに、業務内容を報告させ、完了確認を行い、その結果について、本市に他の報告書と併せて提出してください。

また、委託先の第三者が広島市競争入札参加資格者指名停止要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合は、本市の承認は行いません。

ウ 指定期間が終了するに当たって、新たに指定管理者が指定された場合は、業務内容等を引き継いでください。

エ 本市では、駐輪場のサービス向上の検討などを盛り込んだ「広島市自転車都市づくり推進計画（令和 7 年 7 月改訂）」を策定していますので、自主事業や自転車等駐車場の利用促進策、設備導入等の計画を検討する上で参考としてください。

オ 避難場所として今後指定され、使用される場合は、市からの指示等も受けながら、適切に対応してください。

## 6 管理の基準

(1) 関係法令等の遵守

地方自治法、消防法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、労働基準法、最低賃金法、建築基準法、広島市自転車等駐車場条例（以下「条例」という。）、広島市自転車等駐車場条例施行規則（以下「規則」という。）、個人情報保護に関する法律、広島市個人情報の保護に関する法律施行条例、その他関係法令等を遵守してください。

ただし、自動ゲートの設置等の新たな設備導入により、一時利用の方法が変わるなど、本市が必要と認める場合は規則を改正する予定です。

(2) 供用日、供用時間等

本市において、必要があると判断したときは、供用日、供用時間又は入出庫可能時間を変更することがあります。その場合の本市への納付額については、別途協定書で定めます。

なお、その際の利用者への周知、敷地使用者との引継ぎ等については、指定管理者の責任において行っていただきます。

(3) 自転車等駐車場の業務期間の変更等

施設ごとの移転や縮小、廃止による業務期間の変更等を行う場合の本市への納付額については、別途協定書で定めます。その際の利用者への周知等については、指定管理者において行っていただきます。

(4) 一時利用及び登録利用の配置及び設定台数

一時利用と登録利用の配置及び施設毎の設定台数は現在の運用を基本としますが、例えば、特に一時利用のニーズが高い西新天地自転車等駐車場は一時利用の比重を高くし、減らした登録利用台数分を隣接の駐輪場の登録利用で受け入れる等、本市と協議の上、変更することができます（別紙 2「広島市自転車等駐車場の施設概要」参照。）。

(5) 車種別の配置及び設定台数

自転車、原付及び自動二輪の配置及び施設毎の設定台数は現在の運用を基本としますが、本市と協議の上、変更することができます。

(6) 平和大通りに位置する自転車等駐車場の休止

フラワーフェスティバル、平和記念式典、ゆかたできん祭等の行事や道路・下水道工事等により、自転車等駐車場の敷地を使用する必要がある場合には、一部休止等を行うことがあります。その際の利用者への周知、敷地使用者との引継ぎ等については、指定管理者において行っていただきます。

なお、フラワーフェスティバル（開催日前後の準備等の期間を含む。）による休止期間中の収入減は、納付額の積算に反映しているため、納付額は減額しません。

(7) 併設施設との費用負担等

ア 西新天地自転車等駐車場

消防設備、受電設備及び自家発電設備等の保守点検並びに光熱水費に係る費用については、併設施設である市営西新天地駐車場と所定の割合で負担していただきます。

イ 袋町小学校地下自転車等駐車場

消防設備、受電設備及び自家発電設備等の保守点検並びに光熱水費に係る費用については、併設施設である広島市立袋町小学校等と所定の割合で負担していただきます。

ウ 広島駅北口第一自転車等駐車場

自転車等駐車場として専用利用するエレベーターや自転車用コンベア等の管理経費の他に、ビル共用の受電設備、自家発電設備及び共用エレベーター等の保守点検等に係る費用を負担していただきます。

エ 広島駅南口第一自転車等駐車場

自転車等駐車場として専用利用する管理経費の他に、ビル共用の受電設備、自家発電設備等の保守点検等に係る費用を負担していただきます。

## 7 利用料金制に関する事項

広島市自転車等駐車場の管理については、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項により、利用料金を指定管理者の自らの収入として収受する「利用料金制」を採用します。指定管理者は、利用者が支払う利用料金をもって施設を運営します。

(1) 本市への納付金（固定額）

指定期間（5 年間）の納付金（合計額）を 7,569 万円（過去の実績等を元に算定）とします。

※ 賃金水準及び物価水準の変動に応じて、2 年目以降の納付金を変更する「スライド制度」を導入します。「スライド制度」の詳細については、別添「指定管理料スライド制度の手引」を参照してください。賃金及び物価スライドの対象経費については、「賃金及び物価スライド対象経費提案書」（様式 20）に必要事項を記載の上、提出してください。

※ 上記の納付金（固定額）は、消費税率 10%適用の場合の額です。指定期間中に消費税率の変更が生じた場合は、納付金を調整するなどの適切な措置を講じます。

※ 業務範囲の変更が生じた場合は、必要に応じて納付金を調整します。

- ※ 納付金は毎年度、納付していただきますが、具体的な手続きは別途協定書で定めます。
- ※ 施設照明のLED化を実施した場合は、実施後に発生する電気料金の削減効果相当額について、納付金を調整します。

## (2) 利用者サービス向上に資する新たな設備導入及び修繕等の実施

申請者は、次の収支イメージ図の①及び②の収支差を原資として、利用者サービス向上に資する新たな設備導入及び修繕等の計画（いずれも100万円未満の工事については管理運営費に含まれるものとします。）を提案してください。

本計画には、別紙1「広島市自転車等駐車場の設備導入等について（設備改修計画）」を踏まえ、5年間に実施するものを記載してください。また、提案策定にあたっては「優先して改修等を検討する設備」の中からの選択だけでなく、「その他の設備改修等」についても提案することが可能です。リースによる設置も可能としますが、指定期間終了時には、設置された設備等は本市に帰属するものとします。

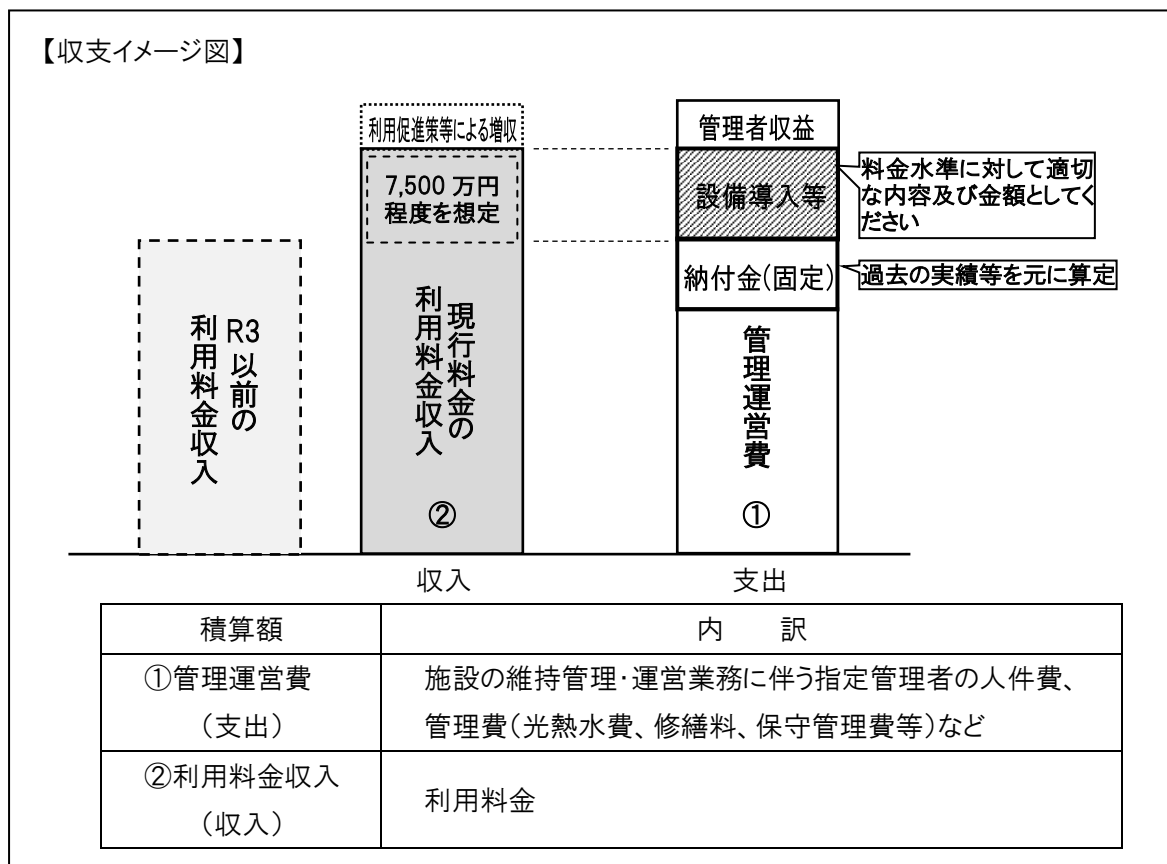
また、計画した設備導入等が指定期間中に実施できなかった場合は、本市が指定する同規模の設備投資を実施するか、提案時の予定額を追加で納めてもらうなど、その代替措置を求めます。

## (3) 適切な料金水準の考え方

### ア 32 施設全体の平均料金水準

設備導入等の原資については、現行の料金体系で7千5百万円程度捻出できると想定しています。平均料金は提案していただく設備導入等の合計金額に対して適切な水準としてください。

なお、指定期間中に実施する設備導入等は、7千5百万円程度（本市が指定する防火設備等の改修、5年間で5百万円相当を含む）の規模を想定していますが、利用促進策等により、更なる原資を確保できる場合は、それ以上の金額を提案することも可能です。



#### イ 施設毎の利便性や利用者サービスを考慮した料金設定

立地条件、屋根の有無など設備の利便性、階層の違い及び設備導入等の計画の有無も考慮した上で、施設ごとの利用料金を設定してください。

#### (4) 収入の算定

収入の算定に当たっては、過去の実績を参考にしてください（別紙 2 参照。）。

#### (5) 前納利用料金

前納利用料金とは、指定期間の最終年度に収納した次年度の使用に係る利用料金のことで、この前納利用料金は、現在の指定管理者から令和 9 年 4 月 1 日以降、次期指定管理者に引き継ぎます。また、次期指定期間の最終年度に収納した前納利用料金は令和 14 年 4 月 1 日以降、新しい指定管理者に引き継ぎます。

令和 9 年度及び令和 13 年度の収支計画書を作成するに当たっては、これを考慮した上で利用料金収入を算定してください。

#### (6) 利用料金の取扱い

##### ア 利用料金の額

利用料金の額は、条例第 16 条第 3 項に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て決定することになります。（基本的には公募時に提案された料金を設定していただくこととなりますが、本市が変更を求める場合があります。）。

なお、設備導入後から別の料金を設定することも可能です。

##### イ 回数券等の発行

指定管理者は、条例第 16 条第 4 項の規定により、市長の承認を受けた上で、回数券（プリペイドカードを含む。）を発行することができます。

なお、発行に当たっては、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）を遵守してください。

##### ウ 利用料金の減免・返還

指定管理者は、条例第 16 条第 6 項の規定により、指定管理者が基準を定め、市長の承認を受けた上で、利用料金を減免又は返還することができます。ただし、別紙 3 に掲げる減免は必ず実施することとします。

なお、別紙 3 は、身体障害者等に対する自転車等駐車場の駐車料金に関する減免要綱に基づくものであり、今後、改正により対象者等の拡大等があった場合には、指定管理者は別紙 3 の変更の協議に応じることとし、拡大等に伴う負担は指定管理者が負うこととします。

##### エ 自転車等駐車場における自転車ヘルメット着用促進に向けた取組

毎月 1 の位に 1 のつく日に、ヘルメットを着用した一時利用者（自転車の利用者のみ）について利用料を無料とし、登録利用者（自転車の利用者のみ）について駐輪場回数券 1 枚を進呈する取組を実施する予定です。本取組にかかる経費は、毎年度精算の上、納付金から減額します。

## 8 指定の取消し等

本市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

- (1) 条例、規則等に違反したとき。
- (2) 業務に際し不正行為があったとき。
- (3) 本市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (4) 条例第 13 条第 2 項に定める基準に適合しなくなったとき。
- (5) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

- (6) 「広島市自転車等駐車場指定管理業務仕様書」別紙 2「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」に定める暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当（役員が該当する場合を含む。）することが判明したとき。
- (7) 納付金の支払いが滞ったとき。
- (8) 基本協定及び年度協定に定める業務が適正に履行できないとき。
- (9) その他指定管理者に業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不適当と本市が判断したとき。

## 9 申請資格

### (1) 基本的事項

申請者は、法人その他の団体とし、法人格を問いません（株式会社、任意団体等の組織の形態を問いません。個人は申請資格を有しません。）。

#### ア ジョイント方式により構成された団体による申請

ジョイント方式により構成された団体は、構成団体の中から代表となる団体を定めるとともに、団体結成に係る協定書及び当該団体の組織図等内容が分かる資料を提出してください。申請日以後の代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

なお、当該ジョイント方式により構成された団体の構成団体は、別のジョイント方式により構成された団体の構成団体となり、又は、単独で申請することはできません。

#### イ 事業協同組合等による申請

申請者が中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合等の場合は、本事業に参画する組合員の一覧を提出してください。

#### ウ 新たな法人の設立

新たな法人を設立する場合は、その法人を申請者としてください。申請時に設立されていない場合でも申請できることとしますが、仮協定書締結までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領書その他これらに準ずる書類を提出してください。

### (2) 選定基準

申請者は申請に当たり、次に掲げる基準の全てに適合する必要があります。

#### ア 使用者の平等な自転車等駐車場の使用が確保されること。

#### イ 事業計画書の内容が、自転車等駐車場の設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。

#### ウ 事業計画書に沿った自転車等駐車場の管理を安定して行う能力を有していること。

### (3) 欠格事項

申請者が申請日において、次のアからオまでのいずれかに該当する場合は、選定の対象外とします。

#### ア 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合

#### イ 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合

#### ウ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合

#### エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合

#### オ 本市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から 2 年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

- (※) ジョイント方式により構成された団体の場合は、団体を構成する会社等のうち1社でも欠格事項に該当するときは、当該ジョイント団体は選定の対象外とします。
- (※) 「8 指定の取消し等」(6)に記載する暴力団等に該当する場合は、欠格事項アにより選定の対象外となります。また、暴力団等に該当しないか確認するため、申請者の役員の氏名等に係る情報を関係する官公庁へ提供します。

## 10 応募要領の配布時期等

### (1) スケジュール

|             |                              |
|-------------|------------------------------|
| ア 応募要領の配布   | 令和8年7月15日(水)から令和8年9月30日(水)まで |
| イ 現地見学期間    | 令和8年7月22日(水)から令和8年8月5日(水)まで  |
| ウ 質問受付期間    | 令和8年7月22日(水)から令和8年8月5日(水)まで  |
| エ 申請受付期間    | 令和8年9月24日(木)から令和8年9月30日(水)まで |
| オ 書類審査・面接審査 | 令和8年10月中旬から10月下旬             |
| カ 審査結果の通知   | 令和8年11月上旬                    |
| キ 仮協定の締結    | 令和8年11月中旬                    |
| ク 指定管理者の指定  | 令和8年12月下旬                    |
| ケ 協定の締結     | 令和9年3月                       |

### (2) 応募要領の配布期間、場所等

応募要領を次のとおり配布します。

配布期間：令和8年7月15日(水)から令和8年9月30日(水)まで

午前9時から午後5時まで

ただし、土、日、祝日及び8月6日を除く。

配布場所：道路交通局自転車都市づくり推進課(広島市役所本庁舎8階)及び本市ホームページ

### (3) 現地見学について

#### ア 実施施設、日時等

実施施設：希望する施設

実施期間：7月22日(水)から8月5日(水)までの供用時間

#### イ 参加人数

1団体につき3名以内としてください。

#### ウ 見学方法

利用者に配慮した上で利用状況等を見学することができます。

なお、職員の立ち合いはありません。施設に関する問い合わせは質問受付期間に受け付けます。

#### エ 見学申込

「広島市自転車等駐車場現地見学申込書」(様式13)に必要事項を御記入の上、7月21日(火)午後5時までに、自転車都市づくり推進課に電話連絡の上、電子メール又はFAXで提出してください。

### (4) 質問の受付

応募要領に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和8年7月22日(水)から令和8年8月5日(水)まで 午後5時まで

受付方法：所定の質問票(様式12)により、自転車都市づくり推進課に電話連絡の上、電子メール又はFAXで提出してください。

回答予定：9月7日(月)までに、本市ホームページに随時掲載します。

(5) 申請の受付

申請を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和 8 年 9 月 24 日（木）から令和 8 年 9 月 30 日（水） 午後 5 時まで

ただし、土曜日及び日曜日を除く。

申請方法：提出書類一式を道路交通局自転車都市づくり推進課まで持参又は郵送（特定記録郵便等とし、申請受付最終日午後 5 時までの必着とします。）

提出場所：広島市道路交通局自転車都市づくり推進課（広島市役所本庁舎 8 階）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

※ 電子メール、FAX での受付はしません。また、受付期間後の申請及び提出書類の受付はしません。

## 11 提出書類・提出部数

- (1) 別紙 5「提出書類一覧」に記載する書類を提出してください。
- (2) 申請者の発行済株式の 100%を保有している親会社（株式会社に限る。）がいる場合は、親会社の財務状況も評価の対象としますので、申請者と同様の財務書類及び団体の概要を記載した書類を提出してください。
- (3) 申請者が、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第 43 条第 7 項に基づく障害者雇用状況報告書の作成時点（6 月 1 日）において、同法第 43 条第 1 項に基づく法定雇用障害者数を達成していない場合は、最長 2 年を計画期間とする障害者雇用計画書（様式 10）を提出してください。
- (4) 前記(3)の障害者雇用状況報告書の作成義務のない申請者で障害者を雇用している場合は、障害者雇用状況報告書（作成義務のない団体用）（様式 9）を提出してください。また、障害者を常用雇用していることを確認することができる書類（健康保険証等及び身体障害者手帳等の写し。被保険者等記号・番号等、住所、及び生年月日が記載されている場合は、当該部分を黒塗りにする。）を提出してください。
- (5) 事業活動の実体を確認するため、申請者の本店に係る事業所調書兼実体調査同意書（様式 16）を提出してください。「広島市が推進する行政施策に関する報告書（様式 6）」で本店が広島市外にあり、広島市内に支店又はその他事業所等がある場合は、広島市内の代表的な事業所等に係る事業所調書兼実体調査同意書も提出してください。
- (6) 管理開始後に、本施設の従事者のうち広島市内の在住者の割合を確認するため、従事者名簿とともに市内在住者であることが確認できる書類（運転免許証の写し等）を提出してください。

## 12 管理運営に関する収支計画書の開封

提出書類のうち、管理運営に関する収支計画書（様式 5）及び積算内訳書（様式 5 別紙）については、令和 8 年 10 月 1 日（木）に開封します。開封にあたっては、申請者の立会いは行わず、申請事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

## 13 その他留意事項

- (1) 1 団体（1 グループ）が、この募集において複数の申請をすることはできません。
- (2) 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。
- (3) 提出された書類の内容は提出後には変更できません。
- (4) 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。
- (5) 申請を辞退するときは、辞退届（様式 14）を提出してください。ただし、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- (6) 本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

- (7) 申請に当たり、申請者が特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請者が負うこととします。
- (8) 提出書類の著作権は申請者に帰属しますが、本市が候補者の選定の公表等に必要な場合には、本市は提出書類の著作権を無償で利用できるものとします。
- (9) 提出書類は本市の公文書になるため、広島市情報公開条例に基づく情報公開請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されます。
- (10) 事業計画書には収支計画書の内容を記載しないでください。

## 14 審査等に関する事項

### (1) 審査方法等

- ア 広島市道路交通局指定管理者指定審議会において、書類審査及び面接審査を行い、得られた評価点が高い順に第1順位から最大で第3順位までの候補者を選定します。
- イ 審査は、別紙7「広島市自転車等駐車場指定管理者候補者の評価基準」により評価を行います。
- ウ 申請者が6団体以上の場合は、書類審査の終了時点で得られた評価点の上位5団体に面接審査を行います。
- エ 面接審査は、10月中旬から10月下旬を予定しています。日程、場所等が決まり次第通知します。
- オ 面接審査には、申請者の代表者（ジョイント方式により構成された団体で申請した場合は代表団体の代表者）を含む3名以内（申請者の職員等に限る。）の出席をお願いします。
- カ 代表者に代わり代理人が出席する場合は、代表者の委任状（様式15）を持参してください。
- キ 本市は、審査の結果を踏まえ、第1順位の候補者を優先交渉権者に決定します。候補者順位（交渉順位）等については、11月上旬に各申請者に通知します。

### (2) 審査の対象外

次の事項に該当したときは、審査を行いません。

- ア 別紙6「提出書類一覧」に記載する書類（該当しない場合は提出不要の書類を除く。）を提出しないとき。
- イ 審査において不正行為が判明したとき。
- ウ 提出書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- エ 「9 申請資格」(3)に記載する欠格事項に該当することが判明したとき。

### (3) 仮協定・協定の締結等

- ア 本市は、第1順位の候補者と詳細な項目について協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。その後、市議会の議決を経て、候補者を指定管理者として指定し、施設管理に関する協定を締結します。
- イ 第1順位の候補者との協議が成立しない場合には、第2順位、第3順位の候補者と順次協議を行います。
- ウ 協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの管理経費や事業実施に係る事項等を定めた「年度協定」で構成されます。
- エ 指定管理者が協定の締結までに次の事項に該当したときは、仮協定を解除するとともに指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
  - (ア) 審査において不正行為が判明したとき。
  - (イ) 提出書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
  - (ウ) 「9 申請資格」(3)に記載する欠格事項に該当することが判明したとき。

(エ) その他業務の履行が不可能、困難又は社会通念上不適當と本市が判断したとき。

(4) 選定結果の公表

後日、選定結果を本市ホームページへの掲載により公表します。

(5) その他

ア 審議会委員及び本市関係職員に対し、本件公募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には審査の対象外となることがあります。

イ 市議会で指定管理者を指定する議案が議決されなかった（否決された）場合において、候補者に生じた損害、損失等については、本市は責めを負いません。

## 15 問合せ先

広島市道路交通局自転車都市づくり推進課 担当：瀬原

TEL 082-504-2349 FAX 082-504-2379

メールアドレス jitensha@city.hiroshima.lg.jp

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号